

後見関連機関の役割と実務Ⅱ (市町村の取り組み)

東京大学大学院教育学研究科
特任専門職員 東 啓二

市民後見推進のための法律

1

■ 老人福祉法 第32条の2

市町村は、民法に規定する後見等の業務ができる、人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、家庭裁判所への推薦、その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない

※平成24年4月1日施行

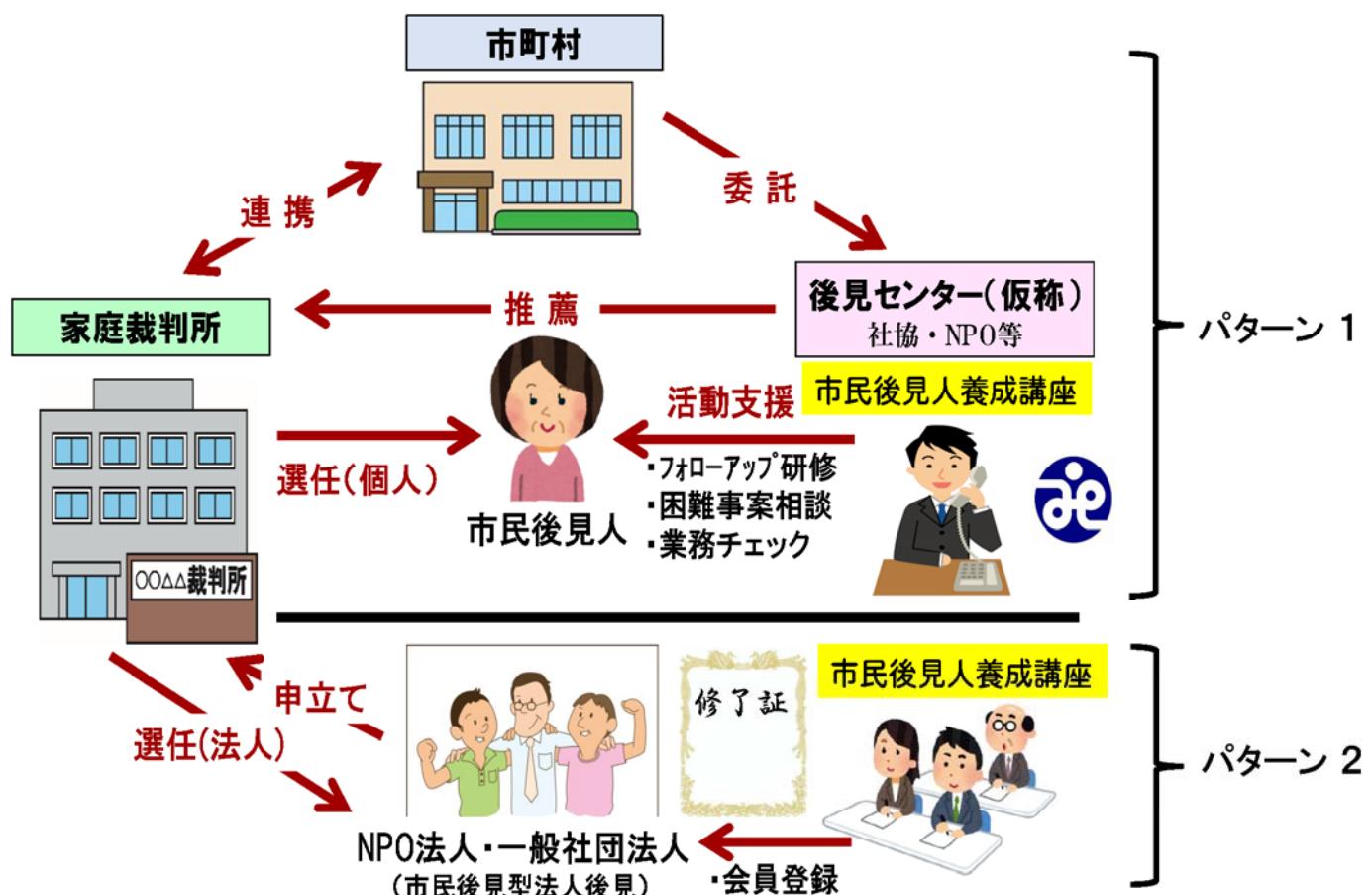
■ 知的障害者福祉法 第28条の2

市町村は、民法に規定する後見等の業務を適正にできる、人材の活用を図るため、研修の実施、家庭裁判所への推薦、その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない

※平成25年4月1日施行

市民後見活動展開のパターン

2

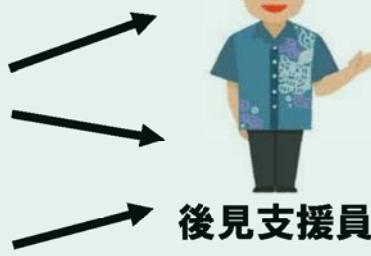


市民後見人の活動スタイル

3

法人受任

- ・社協
- ・NPO



個人受任

① 単独型



※一人での受任含む

② 複数型



専門職

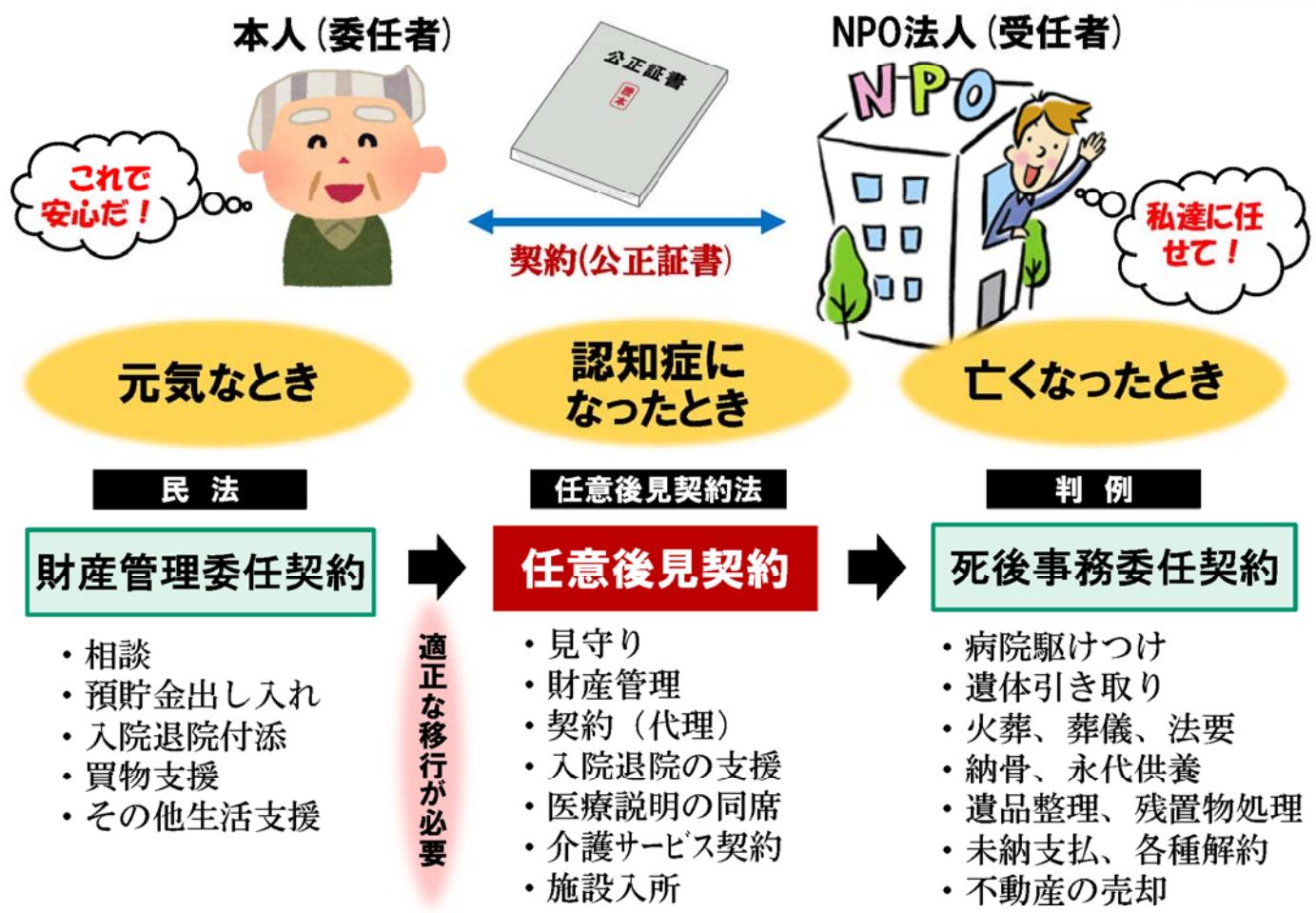
③ 監督型



監督
社協や専門職

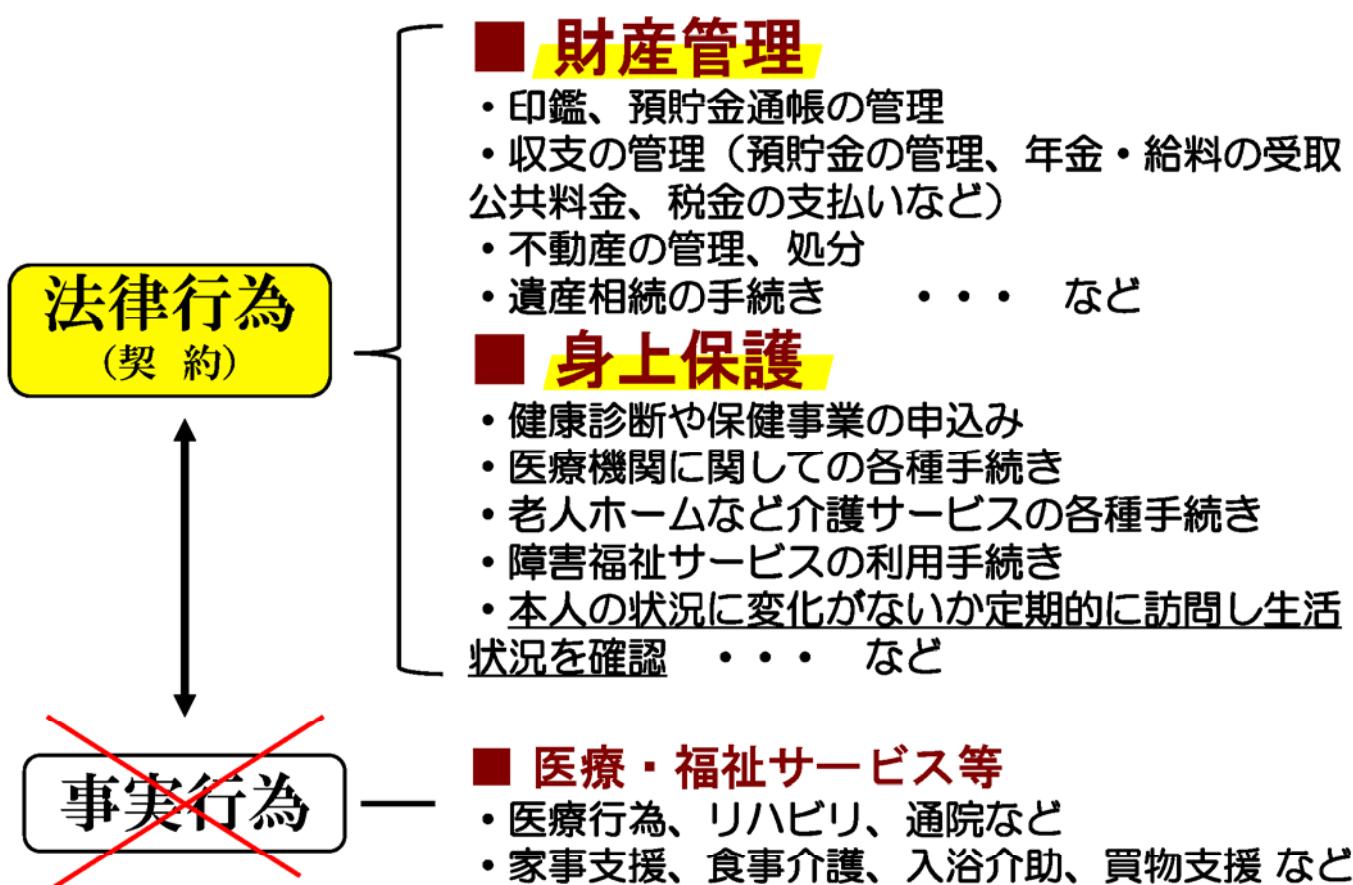
任意後見（移行型）による支援活動

4



後見事務

5





(本人)

本人の状況



(市民後見人)

後見事務

事務区分

令和4年 5月 訪問販売が頻繁に出入り	→	後見人に就任
		週に1回訪問 … 身上保護
		生活費を渡す(年金等) … 財産管理
9月 家が散らかってきた	→	ホームヘルプの申込み … 身上保護
令和5年 4月 玄関で転び骨折	→	入院手続き … 身上保護
		医療費の支払 … 財産管理
9月 特養老人ホーム入所	→	入所契約 … 身上保護
		施設費支払い(毎月) … 財産管理
		面会(毎月) … 身上保護
令和6年 6月 自宅が空家	→	見回り・除草依頼 … 財産管理
自宅の処分	→	土地建物売買契約 … 財産管理

市民後見人ならではの活動



■ 民法

(後見開始の審判)

第7条 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。

■ 老人福祉法

(審判の請求)

第32条 市町村長は、六十五歳以上の者につき、その福祉を図るために必要があると認めるときは、民法第七条第十一條、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

市町村長申立て

申立てが期待できない場合

- ・親族がない、疎遠
- ・虐待を受けている



申立てを要請できる人

- ① 民生委員・児童委員
- ② 隣人・知人・親族
- ③ 高齢・障がい福祉関係職員
- ④ 保健・医療機関の職員
- ⑤ 金融機関
- ⑥ 行政機関・警察 …など

成年後見申立て

- ・老人福祉法
- ・知的障害者福祉法
- ・精神保健に関する法律



成年後見制度は、財産のある人だけの制度ではない

対象者～生活保護者・準じる者

● 費用 申立手数料 800～2,400円

登記手数料 2,600円

鑑定料 5～10万円

● 後見人報酬 月額 約2～5万円 →

申立人負担

※本人に求償できる

本人負担

課題

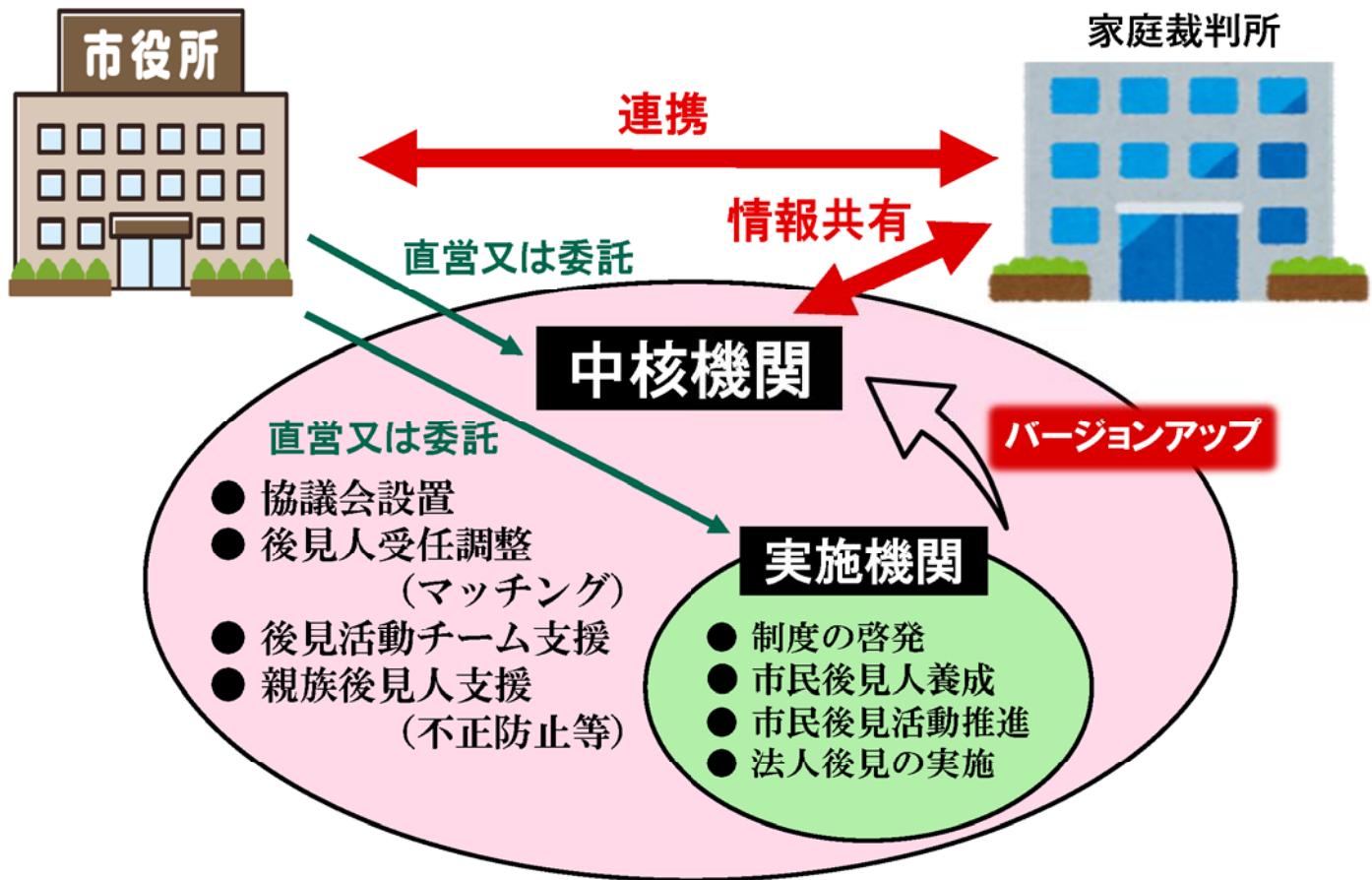
- ・市町村長申立てのみ適用
- ・予算額の範囲内

公費で助成

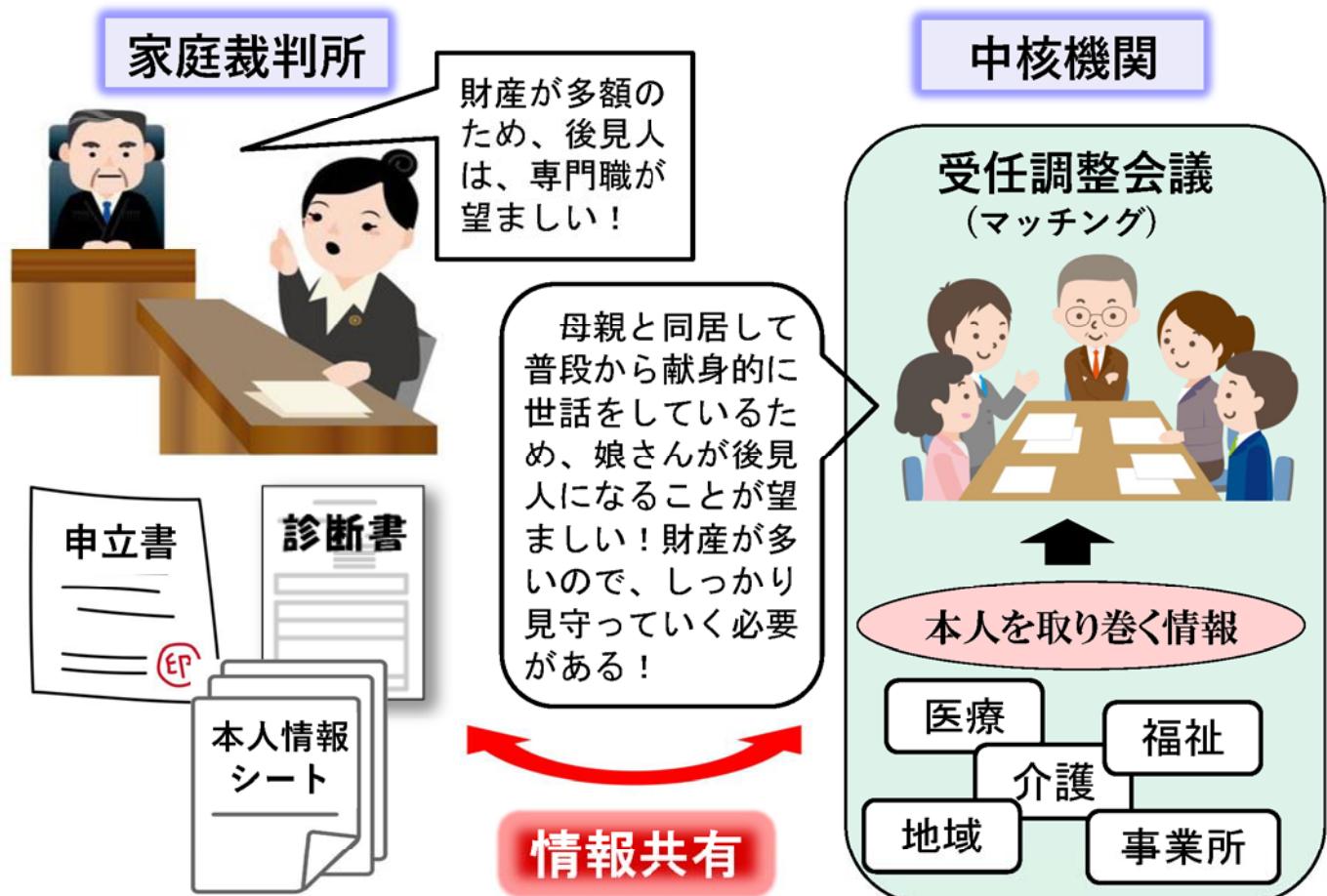
※報酬は、上限あり

私は、後見人になれないの？





後見人選任のための連携



成年後見制度の利用の促進に関する法律 (利用促進法)

平成28年4月13日公布・5月13日施行

- 地域連携ネットワークの構築(中核機関)
- 本人情報シートの運用開始
- 意思決定支援の指針策定
- 民法改正の動因

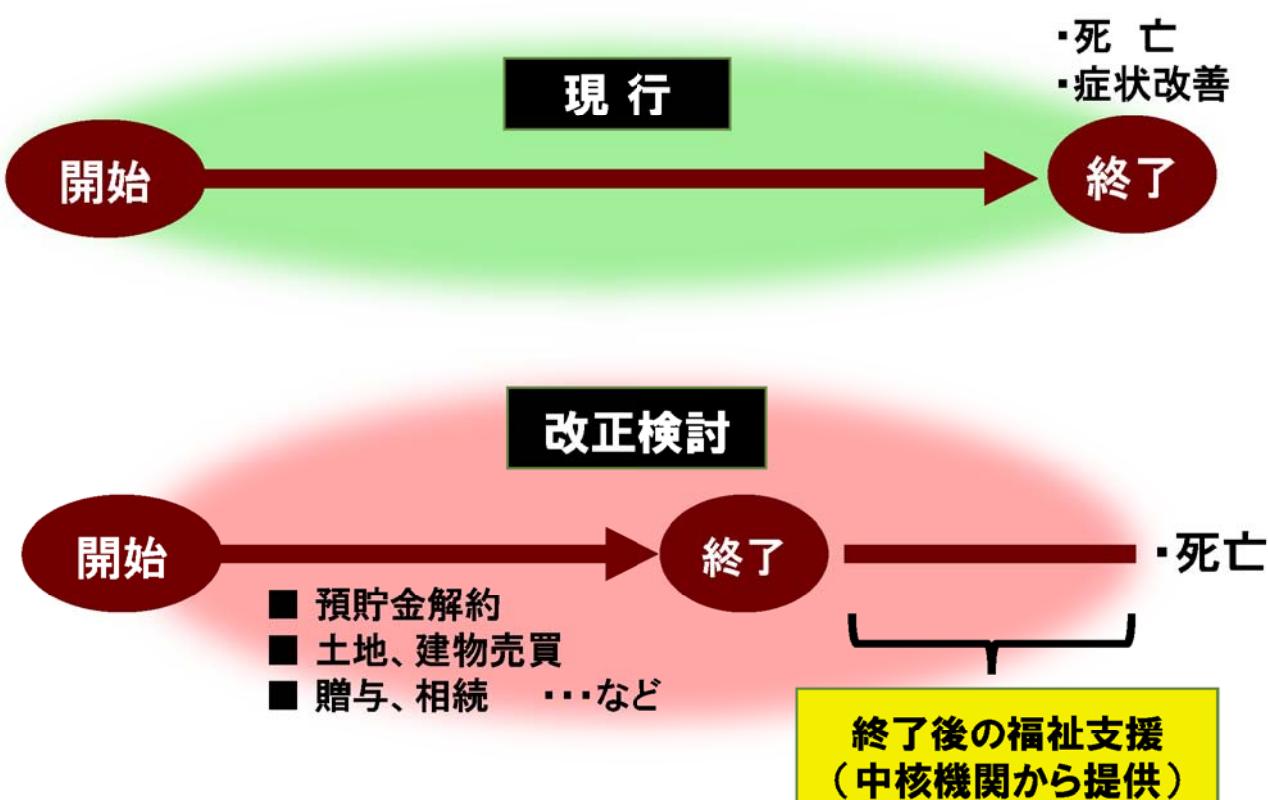
民法改正

3年後(想定)

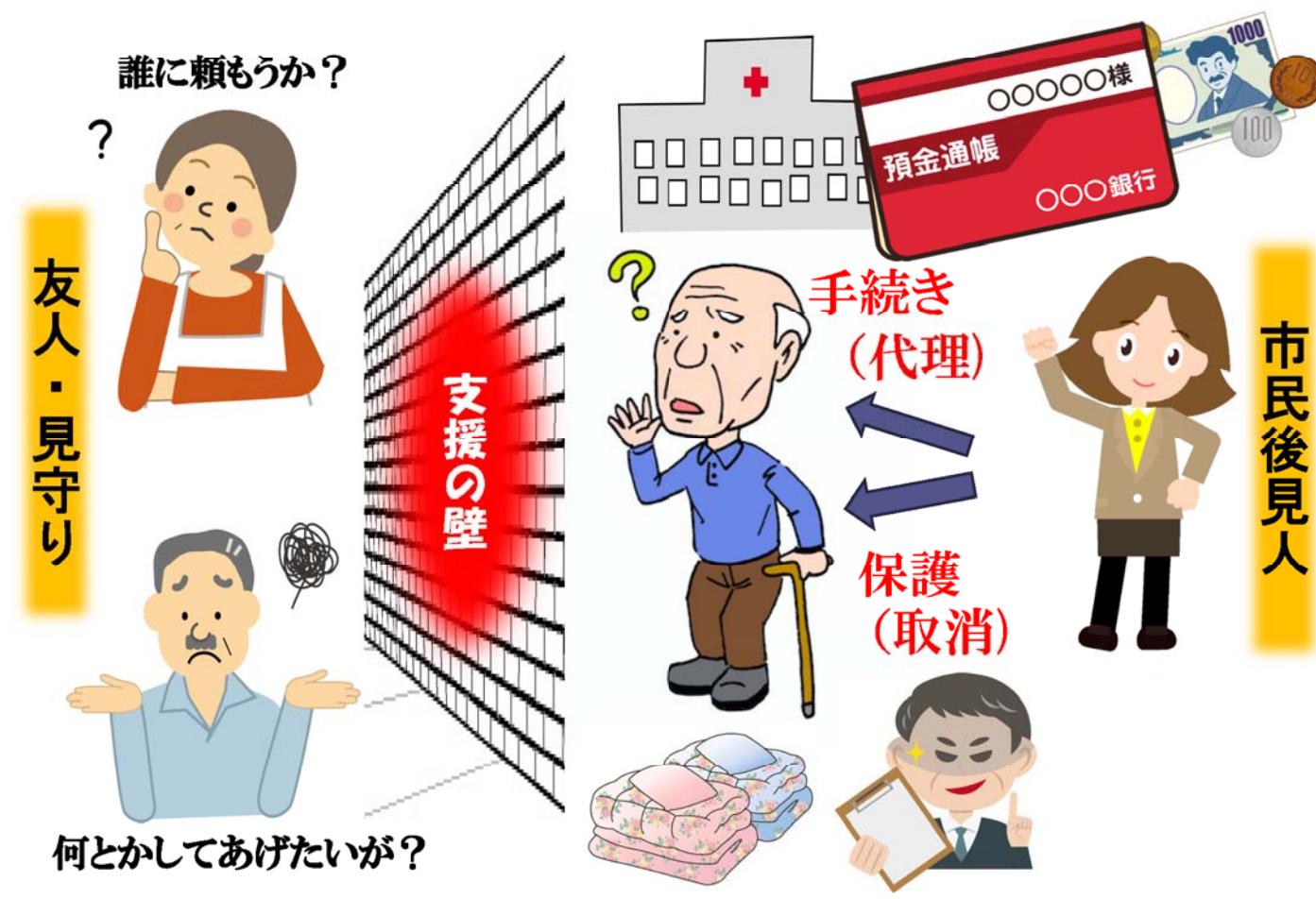
- 成年後見制度を必要な期間で利用
- 成年後見制度の3類型を廃止
- 成年後見人の柔軟な交代の実施
- 成年後見人の報酬付与の見直し
- 任意後見制度の利用促進と運用の適正化

中核機関が機能しなければ改善されない

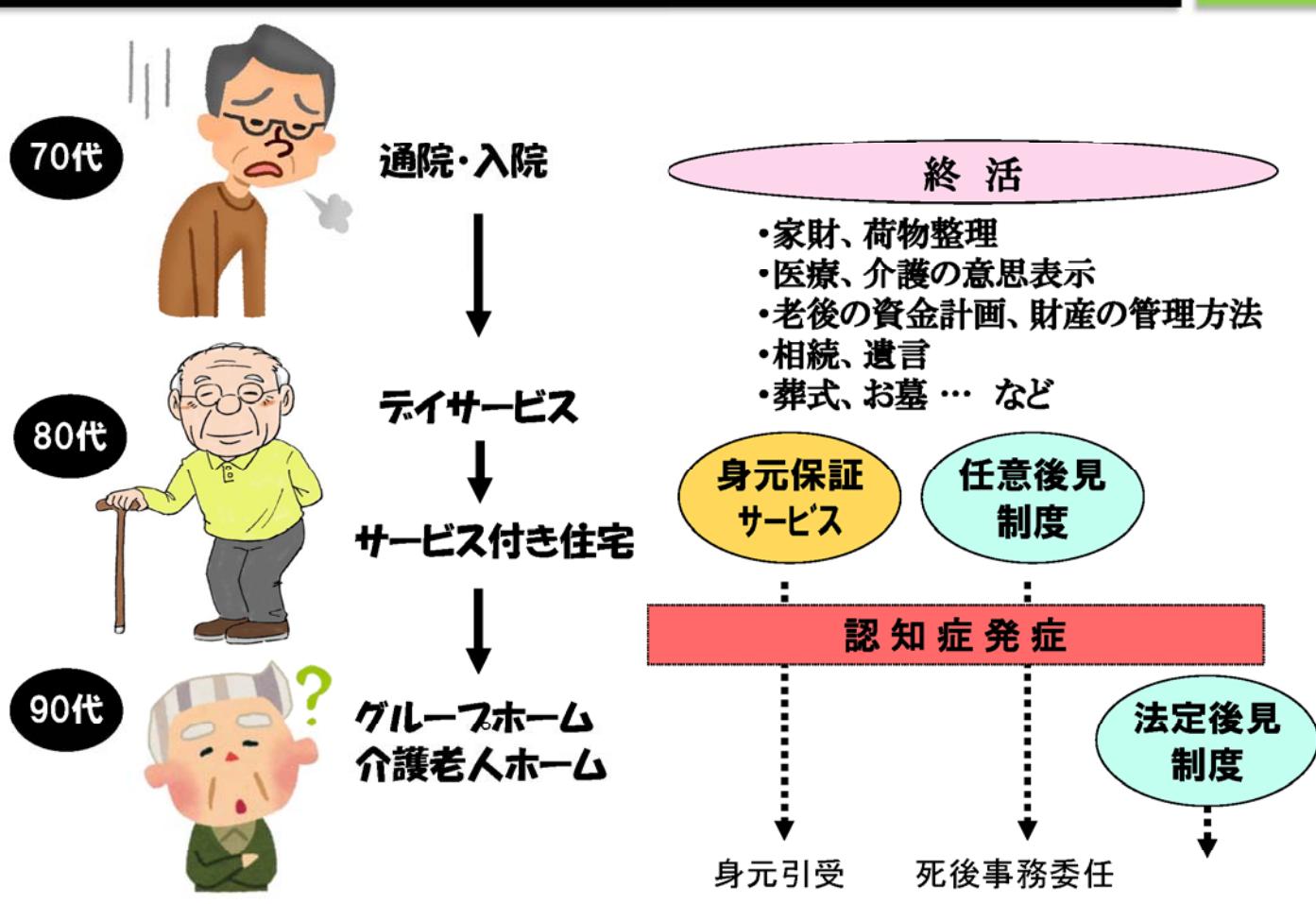
終わらない後見の見直し



※ 日常生活自立支援事業
の拡大を検討(厚労省)



終活の支援



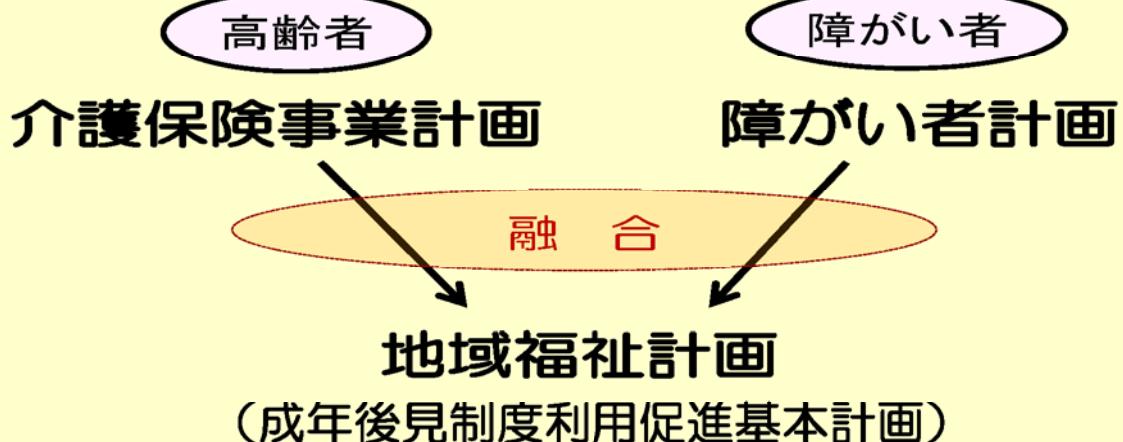
- 市町村長申立て
- 成年後見制度利用支援事業
- 市民後見人養成及び活動支援
- 成年後見（権利擁護）センター
 - ・実施機関の設置
- 基本計画（地域福祉計画）の作成
 - ・中核機関の設置



地域で支える成年後見推進体制の確立 制度運用改善の実現

身上保護重視の後見支援
市民後見人活動推進・親族後見人支援

行政（市区町村）への提言



提案 ↑ 提言

計画作成委員会に参画

(住民公募枠委員・パブリックコメント)

- 市民後見人の登用
- 後見センター（実施機関・中核機関の設置）